

川島町古民家利活用に関する協定書

川島町（以下、「町」という。）と川島町古民家利活用管理・運営委員会（以下「委員会」という。）は、古民家利活用に関する事業を協働で実施するにあたり、次のとおり協定書を取り交わす。

（協定の目的）

第1条 本協定書は、古民家利活用の事業の取組みに関し、町及び委員会の役割について定めることを目的とする。

（町の役割）

第2条 町は、次の各号に掲げる役割を担う。

- （1）古民家利活用の総合調整をすること
- （2）委員会と協働で古民家利活用に関する事業に取り組むこと

（委員会の役割）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる役割を担う。

- （1）町と協働で古民家利活用に関する事業に取り組むこと

（負担金）

第4条 町は委員会に、一般会計の予算に基づいた額を負担金として支払うものとする。

（疑義の解釈等）

第5条 本協定書の定めに疑義が生じたとき、また本協定書に定めのない事項については、その都度、町と委員会で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定書の有効期間は、締結日から委員会が解散するまでとする。
この協定書の締結を証するため本書2通を作成し、各々記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
町長 飯島 和夫

埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町古民家利活用管理・運営委員会
委員長 二宮 仁志